

埼玉県立大学保健センターの業務等を定める規程

令和6年4月1日
規程第150号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第7条及び埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第7条の3第2項の規定に基づき、埼玉県立大学保健センター（以下「センター」という。）の業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学生及び職員の健康の保持増進並びに大学の安全衛生の推進を目的とする。

(診療所)

第3条 センターに、埼玉県立大学保健センター診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に定める診療所。以下「診療所」という。）を併設する。

(業務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生及び職員の健康保持に関すること
- 二 健康相談、精神衛生相談に関すること
- 三 救急措置に関すること
- 四 保健管理の充実向上のための調査研究・知識の普及に関すること
- 五 環境衛生及び安全衛生の充実向上に関すること
- 六 その他保健管理の推進に関すること

(組織・職員)

第5条 センターに、学則第15条の3の規定に基づく保健センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、診療所の管理者を兼ねる。

3 センターに、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号。）第20条の規定に基づく職員を置く。

4 前項に掲げる職員は、医師又は歯科医師の免許を有する者とする。

5 前条に掲げる業務の一部については、次の各号に掲げる職員の中から学長が指名した者に委嘱することができる。ただし、委嘱の期間は、当該委嘱を行う年度内とする。

- 一 医師又は歯科医師の免許を有する者
- 二 看護師の免許を有する者
- 三 センターの業務に必要な資格を有する者

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。